

要援護者登録制度

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

■ 要援護者とは

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下のいずれかの要件に該当する方であって、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を要する方

要援護者	■ ひとり暮らしの高齢者 ■ 高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 昼間高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 身体に障害のある方（身体障害者手帳 1・2・3 級） ■ 知的障害のある方（療育手帳 A1・A2） ■ 精神障害のある方（精神障害者保健福祉手帳 1・2 級） ■ 介護保険の要支援及び要介護認定者 ■ その他、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を必要とする方
------	--

■ 要援護者登録制度

要援護者が緊急時などに地域の中で必要な支援が受けられるようにするため、要援護者からの申請によって、要援護者台帳を整備するための制度です。

台帳には要援護者の住所、氏名、生年月日、連絡先、家族構成、そのほか支援に必要な情報など、個人情報に記載され、その情報は、市の関係部署や消防署、地域の民生委員・児童委員や自治会などに提供し、日頃の見守りや災害時の支援体制を整えるために活用します。このため、申請に際しては、登録情報を外部提供することについての同意が必要となります。

また、登録に際しては、見守りネットワーク協力員（隣近所で支援していただける方）を原則として自ら見つけていただき登録を行います。見守りネットワーク協力員を見つけれなくても申請できます。

○申込先 民生委員・児童委員又は地域福祉課、障害福祉課

■ 見守りネットワーク協力員

要援護者に対する平常時からの見守りや、災害が発生しそうな場合や発生した場合に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく方です。避難支援は、可能な範囲で支援を行っていただくもので、責任を伴うものではありません。